

十代の犯罪を考える（1）

開倫塾

塾長 林 明夫

1. はじめに

十代の犯罪をどう考えるか。家庭・学校・社会がそれぞれの役割を果たすことが大事かと思う。そこで、今回は学校では何をどうすればよいか考える。

2. 学校内で犯罪を犯させないために

①「学校内で生じたことは、すべて学校長とその生徒を実際に教えている先生方の責任であると考え。家庭のしつけが悪いのが原因だと保護者を責めることは責任回避である。自分の目の前で生じたことは、すべて学校長と教えている先生方の責任だ。」

このように割り切って考えた方が、問題は解決しやすいと思う。では学校内で犯罪を生起させないためにはどうしたらよいか。

②どのような行為が犯罪であり、どのような行為が犯罪でないかを、学校長と学校の全教職員（非常勤も含めて）が知らなければ、学校内での犯罪を無くすことはできない。そこで、学校長と学校の教職員は（非常勤の人も含めて）全員が何が犯罪行為であるかを知り、身につけることをまず行うべきだ。

ではどのようにすれば、学校長と学校の教職員は、何が犯罪と呼ばれる行為で、何が犯罪に該当しない行為なのか知り、身につけることができるか。日本には「刑法」という「法律」があるから、そこにどのようなことが具体的に書いてあるかを知る必要がある。

では、どのように「刑法」を学ぶことができるか。書店に行き「刑法」の教科書を買って求めて自分一人で勉強することも可能だが、一人の先生が勉強しても学校全体からは犯罪行為は無くならない。

学校をあげて学校長が中心となり「刑法」の勉強会を何回か行くとよい。大学の法学部等で「刑法」を履修した人を先生にするのも一手。警察署や検察庁に講師の派遣を依頼するのも一手。近くの交番に勤務の警察官に解説をお願いするのも一手。

特に、道徳の時間を担当する先生、クラス担任の先生、生徒指導の先生は、正確に刑法の条文を読み込むこと。生徒が行う行為のうち、どのような行為が刑法のどのような条文に該当、つまりあてはまるのかを正確に身につける必要がある。

例えば、他人の自転車を乗りまわしどこかに乗り捨てるのは、「自転車盗」といい窃盗罪にあたる。お金や物をまき上げるのは「恐喝罪」にあたる。「万引」は「窃盗罪」にあたる。

学校内で毎日のように生起することがらが、一体刑法という法律に照らしてみるとどうなっているか（何罪に該当するのか）。明確に学校長と全職員は認識するために、刑法の知識を身につける必要が、まずはある。

③その上で、実際に刑法にあてはまるような行為が学校内で行われた場合には、放っておいてはならない。本人を校長室に呼び出し、学校長と直接担当している先生が「保護者も同席させ」事情を聴取すべきだ。行った行為は、国家刑罰権の発動の対象となる刑法にあてはまる行為であれば、そのことを知らせ、二度と再び同じことをくり返さないよう改めさせること。これが、学校内で事件を起こされた学校長と先生方の教育者としての「責任」であると確信する。

指導の際に、「人間としてやっていいことかどうかわよく考えなさい」などと、事の善し悪しについての判断を「法と道徳」の区別もつかない生徒に委ねてはならない。「あなたの行った行為は、刑法第〇条にあたる犯罪行為である。刑罰はこのように科せられることになっている」と、六法全書を取り出し、本人の前にその条文を指し示し、読み上げることが、本人を再犯者にしないための最も簡単な方法だ。保護者にも、子どもが行った行為は、刑法第〇条に抵触し、刑罰もこのように科せられることになっていると、はっきり理解させることが大事と思う。

何回も同一の行為を犯した場合は、学校での教育は不可能であるから、警察又は検察庁に「刑事告発」や「刑事告訴」をせざるをえないことも付言。実際に、くり返したら「刑事告発」や「刑事告訴」をためらうことなく行うべきだ。

④中学校、高等学校では「ロング・ホーム・ルーム」や「道徳」の時間に、学校内で生起している行為のうち「刑法」に抵触する行為はどのようなものかを、「教育」する必要がある。その行為をした場合にはどのような刑罰が科せられるのかもはっきり中学生と高校生には教え込むことが「最重要」と思う。

「万引きをする子がいるようだが、これはよいことか、よくないことか考えてみよう」などという教え方は取るべきではない。はっきりと「刑法第〇条にふれる犯罪行為であるからやってはいけない」と指導するべきだ。

*刑法だけではなく憲法や民法のような基本法、民事訴訟法や刑事訴訟法等の「手続法」をはじめ、市民として生きていく上で最低限必要な「法学教育」を、中学生、高校生などを対象とする「中等教育」でも行うべきだと私は強く主張したい。英語ができなくて困ること以上に「法律の無知」は人生を大きく左右することになる場合もあるからだ。刑法や刑事訴訟法、監獄法をある程度勉強すれば、犯罪を犯すことが少なくなるのではないかと思う。

⑤学校長の最大の責務は、学校内の「秩序を維持」することだ。クラスで教える先生の最大の責務は、クラス内の「秩序を維持」することだ。「秩序維持」が大事。秩序が維持できなければ、学校は成り立たず、授業も成り立たない。「教育」どころでないからだ。

なぜ秩序が維持できないか。その原因が学校長の能力不足、クラスの担当者の能力不足なら、能力のある学校長、先生を教育委員会はその学校に送り込むべきだ。ただ、生徒個人や生徒の集団が常軌を逸した行為をくり返したり、犯罪行為をくり返しているのなら、秩序回復のために断固たる措置を学校長や先生方は取るべきだ。何が断固たる措置かについては、有権者の代表である首長(知事や市町村長)や議会議員は徹底的に論議し、「ガイドライン」を学校長や先生方に示すべきかと思う。

犯罪を犯した生徒の保護者から告訴、告発、損害賠償の請求を受けたり、マスコミに大きく取り上げられるからという「恐怖心」から、学校長や先生は断固たる措置ができない。もっと言えば、生徒はそれを逆手に取って好き放題している場合が多いからだ。

首長や議会議員は与えられた調査権限を最大限に活用して、「教育政策」の一貫として十代の学校内での犯罪抑止に取り組んで頂きたい。

「学校内で生じたことは学校長が全責任を負い、クラスで生じたことはそのときクラスにいた先生が責任を負うべきだ」と最初に書いたが、秩序維持のための何の「権限」もないのでは、責任が負いきれない。学校長や先生方の「懲戒権」「制裁権」について、具体的なガイドラインを首長と議会は明確に示して頂きたいというのが、私の「本音」だ。どうか逃げることなく、真正面から取り組んで下さい。

3. おわりに

①私は、慶應義塾大学法学部法律学科で4年間法律学を学んだ。大学2年のときには峯村光郎教授の「法哲学」のゼミに、又、3、4年生のときは宮沢浩一教授の「犯罪学」のゼミに入らせて頂いた。卒業後は30歳まで8年間慶應義塾大学司法研究室研究生として、司法試験の勉強をしていた。大学と研究室と都合12年間毎日のように法律学を学び続けた。峯村光郎教授からは、法とは何か、道徳とは何かを、法思想史という観点から教えて頂いた。宮沢浩一教授は、日本に「被害者学」を紹介し、自費で「被害者学研究所」までつくられ、われわれに被害者学研究の機会や場所を提供して下さいました。

何十ヶ所も刑務所や少年院、教護施設を視察させて頂き、犯罪の原因と対策、監獄法の改正などについて勉強させて頂いた。

法務省矯正局の参事官の方から紹介状を頂き刑務所に行くと、必ず教育担当の刑務官からお話をうかがっていた。「学校時代にもっと真剣に勉強したり、先生方から厳格な教育を受けていれば、大半の人はここに来なくて済んだのに」と多くの刑務所長や刑務官の方からうかがった。

学習塾という形ではあるが、子どもたちに少しでも基礎的な学力や自分で勉強する能力(自己学習力)を身につけてもらい、立派な市民になってもらいたいと思い、教える仕事に入った。

②思い出したくもない方も多いと思われるが、栃木県では中学校の先生が学校内で刺殺される事件まで起こっている。このゴールデンウィークからは目もおおいたくなる事件が続いている。中曽根弘文・文部大臣は「規範意識を高める教育の展開」を国民に呼びかけるに至った。

もうそろそろ、本音のところ、学校内での秩序維持の問題」を地方の首長も考え、地方の議会でも本格的に論議すべきかと思う。「被害者」がいくら出ても一向に事態が改められないのでは、余りにも遺族の方々が気の毒だ。厳しい教育を受けておけば、重い犯罪を犯すことのなかった生徒も、考え方によっては気の毒とも言える。この問題は困難を極め、有権者から選出された「政治家」以外には最終的には解決できない。どうかよろしく願いたい。

5月12日記